

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社はアイダエンジニアリング株式会社（英文 AIDA ENGINEERING, LTD.）と称する。

(目 的)

第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 鍛圧機械および金属加工用諸機械、ならびにそれらに付帯する自動機器の製造・販売・修理・賃貸
2. プラスチック、木材、およびセラミックス加工用諸機械、ならびにそれらに付帯する自動機器の製造・販売・修理・賃貸
3. 産業用ロボットの製造・販売・修理・賃貸
4. 金型の製造・販売・修理
5. プレス加工品の販売
6. 自動制御装置の製造・販売・修理・賃貸
7. 油圧機器の製造・販売・修理・賃貸
8. 鋼材の加工・販売
9. 金融業務
10. 労働者派遣事業
11. プラスチック、セラミックス、ガラス、アルミニウム、ステンレス、ニクロムを主材料とするバイオテクノロジー研究用の部品の製造・販売
12. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を神奈川県相模原市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は 188,149,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取扱わない。

(自己の株式の取得)

第12条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集する。

- ② 臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役は、3 名以上 11 名以内とする。

(選 任)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第 23 条 取締役会は、すべての取締役で組織し、法令または定款に定めのある事項のほか、当会社の業務執行の基本に関する事項を決定する。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に発する。
ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

- 第 26 条 取締役会に関する事項については、取締役会が別に定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 27 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- ② 取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

- 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

- 第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選 任)

- 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(監査役会)

- 第33条 監査役会は、すべての監査役で組織し、法令または定款に定めのある事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会規則)

- 第34条 監査役会に関する事項については、監査役会が別に定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

- 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。
- ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

- 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

- 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剩余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剩余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 7 章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第 43 条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会の決議において決定することができる。

- ② 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(新株予約権無償割当て等の決定機関)

第 44 条 当会社は、前条に規定する買収防衛策に基づき、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議の委任による取締役会の決議に基づいて、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。

- ② 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。